

第2回 西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備PFI事業者選定委員会
議事録（要旨）

日時： 令和5（2023）年3月3日（金） 9時30分～

場所：西宮市役所第2庁舎4階B402会議室

出席者名

（委員）

上林 功（追手門学院大学 社会学部社会学科スポーツ文化学専攻 准教授）

大坪 明（武庫川女子大学 教育研究社会連携推進室 室長・特任教授）

平田 富士男（兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 教授）※委員長

難波 隆幸（公認会計士）

※当日欠席：北原 鉄也（大阪市立大学 名誉教授）

永田 隆子（武庫川女子大学 オープンカレッジ所長・特任教授）※副委員長

（事務局）

西宮市：

産業文化局 文化スポーツ部 天田部長 スポーツ推進課 田中課長、坂本課長、栗山

土木局 公園緑化部 藤原部長 公園緑地課 田津課長、中堀

土木局 営繕課 伯井課長、森崎係長、貫名 設備課 竹内課長

アドバイザー：パシフィックコンサルタンツ株式会社 担当者

1. 開会

文化スポーツ部長より、開会のあいさつを行った。

本日の議事内容である審査方法等については、公開することで特定の者に利益を与えるおそれがあり、公正性を害すると認められるため、西宮市情報公開条例第6条の規定により、本日の委員会を非公開とすることについて、委員全員の了解を得た。

2. 委員紹介

難波委員及び事務局（西宮市、アドバイザー）各担当者の紹介を行った。

3. 議事内容

① 前回頂いたご意見について

事務局より、前回の事業者選定委員会（11/30開催）時の意見に対する検討結果の説明を行った。

委員 : 有識者座談会の実施結果に係る資料が市HPで公表されていることについて、要求水準書内への記載等、事業者が把握できるようになっているか。

事務局 : あくまでも有識者座談会は事業者選定に直接関係がないものとしての位置づけのため、要求水準書内では記載していない。ただし、要求水準書等を含めた本事業に係る公表資料のページの中で一連の資料として公開している。

委員 : プレイリーダー配置業務について、事業者から「事故が起きないよう見守りを行う」という表現が負担に感じるとの意見があったとのことだが、当意見はどのように聴取したのか。

事務局 : 昨年末に公表した要求水準書（案）に対して意見があった。

委員 : どのような表現となったのか。

事務局 : 要求水準書に記載のとおりである。また「2）期待する配置運營業務」の中でも「安全安心な環境」という表現で、子どもたちの安全確保に対する一定の担保も図っている。

委員 : プレイリーダー配置業務の実施は評価対象とするのか。

事務局 : 落札者決定基準において加点評価対象としている。

委員 : 太陽光発電設備の設置は自主事業としての位置づけか。

事務局 : 発電容量は任意であるが、設備の設置は必須としている。

委員 : イニシャルコストを下げると同時にランニングコストがかかるケースなど、採用する設備スペックで様々な提案パターンがあると考えますが、どのように提案は審査されるのか。

事務局 : 太陽光発電設備の設置のほか、約20年間の維持管理期間における維持管理・修繕等も行っていただく条件下で、容量等も含めて事業者が提案することとなり、結果的に価格点の評価に反映されることとなる。

委員 : 国産の蓄電池は補助金対象となると考えるが、市として獲得することを支援する意向はあるか。

事務局 : 事業者の提案にもよるが、市として支援する意向ではある。

② 要求水準書について

事務局より、要求水準書内容の概要説明を行った。

委員 : メインアリーナの床仕様を木製フローリング材に限定しているのはなぜか。例えばだれもが遊べる遊具広場の記載においては、舗装例としてゴムチップ舗装を記載する等、選択の余地を広げているように見える。パラスポーツ等では固い床は避けられる傾向にあり、特に木製フローリングは床材が割れることにより利用者が怪我を負うリスクがあると考ええる。

事務局 : バスケットボール利用や年に数回の大規模な剣道大会の利用要望があり、特に剣道利用においては木製床が望まれることから、メインアリーナは木製を念頭においた。なお、サブアリーナは木製フローリング材と限定しておらず、タラフレックス等の床材も不可ではない記載としている。

委員 : 他事例では、木製フローリングに対して後付けでタラフレックス等の敷物を用意するケースもあるが、現在の要求水準書の記載となると事業者はそこまでの備品は用意しないものと考ええる。メインアリーナの運用の仕方にもよると考えるが、もう少し要求水準に幅を持たせる方向はないか。

事務局 : 仕様は木製としているが、種目制限等の実際の運用は運営会社に検討いただきたいと考えている。運営会社にとっては修繕対応がリスクになると考えるが、現在の体育館でも、床材が傷ついた場合等は適宜申出頂いた上、費用負担については市と協議を行いクリアにするという手続きをとることで、種目の制限を設けない形としている。運営会社の意向にもよるが、市としてはできるだけ種目制限はせず、門戸は広げて頂きたいと考えている。

委員 : 一文だが、種目制限しかねないと考ええる。

事務局 : 「木製フローリング材を「基本とする」、といった書き方であれば幅は広がるか。

委員 : そう考える。

委員 : 一般的にメインアリーナは木製ではないか。

委員 : 最近の事例ではそうでもないケースもある。公共案件ではないが、某大学で事故が起きたために木製の採用はやめた、という事例がある。

委員 : 一方で木製以外を許容するとなると、剣道大会利用等を排除することにもなりかねないと考ええる。

事務局 : 現在の体育館でも、日常点検や定期点検等によって、修繕もしっかり行いできるだけ事故を未然に防ぐ形をとっている。また、床材の剥離（ささくれ等）による負傷事故に関しては、文科省からの通知も度々出ており運営者も非常に気にしているところでもあるため、事故発生に対する十分なケアは可能と考えている。

委員 : だれもが遊べる遊具広場について、「ちびっこ広場」の記載があるが、高齢者利用

も目途とした記載もあってよいのではないか。

事務局 : ウォーキング・ランニングコースの箇所に、コース周辺にフレイル予防や体力づくりのための健康遊具の設置を行う旨を記載している。

委員 : ゲートボールなど一定規模の空間を使つての利用ニーズもあると考えるがいかかか。

委員 : 点的な設備でなく、面的な空間での高齢者利用を受け入れる余地はあるか。

事務局 : 高齢者向けのスポーツ教室という形で、屋外であればグランドゴルフ、また屋内であれば西宮市で盛んなクォーターテニスの体験や練習・試合の実施等を自主事業として実施することを想定している。場合によっては市の主催事業としての実施も考えており、現在実施している生涯体育大学による取組事例等も踏まえ、高齢者向けの事業はカバーしていきたいと考えている。

委員 : 指定管理者は議決で決定する一方、落札者決定は市の専決処分であり、市が先に決定したものを議会に承認いただく、という流れになると考えるが、議会にはよく説明の上納得頂いているのか。

事務局 : まず PFI 事業者選定委員会において落札者を、また指定候補者選定委員会で指定管理候補者を選定頂いた上で、選定結果を踏まえて市がまずは落札者を決定するが、PFI 事業契約自体は議会に諮る。その上で、当該議会のタイミングかもしくは以降のタイミングで、指定管理者の決定についても議会に諮ることとなる。

委員 : 禁止行為やマナーのサインを立てる旨の記載があるが、本来ない方がよいのではないか。

事務局 : 公園でできることを明示するサインが望ましい、といった議会からの意見もあるため、サインのあり方については検討する。

委員 : 体育館が避難施設となった場合の対応において、パーテーション等の用意は不要か。

事務局 : 事業者には備蓄倉庫を整備していただくが、備蓄品等は市で用意する。

③ 入札説明書について

事務局より、入札説明書内容の概要説明を行った。

委員 : 選定委員会の構成は公表してもよいか。

事務局 : 入札公告時には公表を予定しているほか、次週の議会説明時においても、決定事項ではない前提での提示を予定している。

委員 : 他の事例ではどのように扱われているケースが多いか。

事務局 : 公表しているケースの方が多し。ただし、委員会の議論で非公開とするケースもある。

④ 特定事業の選定について

事務局より、特定事業の選定の概要説明を行った。

質問・意見なし。

⑤ 落札者決定基準について

事務局より、落札者決定基準の概要説明を行った。

委員 : 評価点の配点比率は、本委員会の議論で変更可能か。

事務局 : 可能である。

委員 : どれだけしっかりした企業かということが事業実施の上で重要という観点では、事業実施体制の評価ウエイトが低いと考えるがいかがか。

事務局 : 提示した評価項目はどれも重要な項目であり、ある項目のウエイトを上げればある項目のウエイトを下げる必要がある中、全体的なバランスを鑑みて検討した結果である。また、事業実施に関する事項内においては、計画的な項目よりも、事業に実質的に係る項目である(2)～(4)の配点を重んじた。

委員 : 価格点と評価点の配点比率(6:4)を変えることはできるか。価格ではそこまで差がつかないことが見込まれる中、どこかの項目のウエイトを上げてどこかを下げる、ではなく、加点評価全体の評価ウエイトを変えることもあったためである。

事務局 : 配点比率を変えることは可能であるものの、市民や議会の立場としてはやはり価格は重要であり、当配点比率は前回公告時と変わっていない。予定価格も大幅に上がった点を踏まえても、6:4という比率は説明がしやすい。

委員 : 5:5の配点比率としている事例と比較し、今回の6:4という配点比率はよいと考える。

委員 : 従来スポーツ施設の公募においては、設計・建設実績のある企業が有利になり、実施体制で概ね落札者が決まってしまうケースが散見された印象があるが、最近は運営も重要な要素であり、実績は少ないものの運営事業者で面白い提案をされるケースもある。実施体制の中身をどのように評価するか、という視点は重要と考える。

事務局 : ぜひ、提案内容を踏まえて採点頂きたいとは考えている。

委員 : 要求水準書を踏まえて事業者が独自に提案する内容に対する評価のウエイトが高い方が望ましいものと認識した。

委員 : 安全管理計画の項目において、日常的な施設利用上の安全管理について触れられていないことが気になるため、追加いただいた方がよいと考える。スポーツ施設という特性上、日常的な利用でも事故は起きやすい。

委員 : 運営に関する事項の中で日常的な安全管理を記載するとなると、例えば接触度の高い車いすバスケットボールの利用を排除する、といった提案を誘導しかねないことには要留意と考える。

事務局 : 要求水準書との整合を図りながら、維持管理に関する事項の中で「施設利用にあたっての安全確保」について記載することで検討する。

委員 : ライフサイクルCO2の削減についても記載があるとよいのではないか。

事務局 : 事業実施に関する事項(2)の中で、事業全体での環境への配慮の取組を評価す

る形としている。

委員 : 「ライフサイクル CO2」という文言があってもよいのではないか。カーボンニュートラルだけでは、資材そのものがどれだけ CO2 を排出しているか、という点が考慮されないと考える。

事務局 : 事業実施に関する事項（2）の 2 つ目の視点の中に、資材調達におけるライフサイクル CO2 への配慮、といった文言を加えることとする。

委員 : 昨今の物価高騰の情勢において、従来と異なり、物価変動に伴うサービス対価の改定等を実施することとなる可能性は極めて高いと考える。そのため、事業計画に関する事項（2）、（3）の中で、何か事業者によるリスク回避（市のリスク負担抑制）に対する従来以上の努力提案を引き出せるような表現があるとよいと考える。

事務局 : 表現を検討の上、追記することとする。

4. 閉会

事務局より閉会のあいさつを行った。

以上